

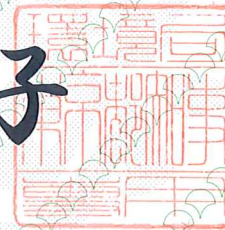
## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都葛飾区東立石三丁目5番1号

氏名 高嶺清掃株式会社  
代表取締役 関川 泰子廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項  
第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成28年 4月 1日

許可の有効年月日 令和 3年 3月 31日

## 1 事業の範囲

## (1) 業の区分

収集・運搬（積替え保管を含む。）

## (2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鉋さい、がれき類

（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

（以上15種類）

## (3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず

（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

（積替え保管に係る産業廃棄物の種類の限定については裏面のとおりに）

（以上4種類）

## 2 積替え保管施設（施設詳細は裏面のとおりに）

施設所在地：東京都葛飾区東立石三丁目5番1号

## 3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から17時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行い、他人にこれを委託してはならない。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成 3年 4月 1日 新規許可

平成 28年 4月 1日 更新許可 第5回

平成 30年 11月 30日 変更許可 業の拡大（積替え保管を除くから含むへ変更）

平成 31年 2月 21日 変更届 積替え保管できる産業廃棄物の追加（廃放電ランプ、廃HIDランプ）

## 5 積替え許可の有無 無

## 6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

（裏面あり）

認定番号：1-19-B0100



産廃エキスパート

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。



東京都

(裏面)

許可番号 第13-10-007854号

## 2 積替え保管施設

施設所在地：東京都葛飾区東立石三丁目5番1号

積替え保管面積：2135.52m<sup>2</sup> 最大保管高さ：2.4m

産業廃棄物の種類	保管量
汚泥、金属くず（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）に限る。）	プラスチックコンテナ3個： 0.15m <sup>3</sup>
汚泥、金属くず（廃水銀電池、廃空気亜鉛電池（いずれも水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	プラスチックコンテナ1個： 0.05m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず（廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ（いずれも水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	45Lプラスチック容器 2個： 0.09m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず（廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	木製ケース 2個： 1.35m <sup>3</sup>
	合計保管量： 1.64m <sup>3</sup>

(以下余白)